

高知県道路啓開計画作成検討協議会設置要綱

(目的)

第1条 南海トラフ地震発生後、速やかに道路啓開を行うための計画作成することを目的として、高知県道路啓開計画作成検討協議会（以下「協議会」という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について検討するものとする。

- (1) 道路啓開における課題の抽出、対策の立案に関すること。
- (2) その他、道路啓開に関して必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる機関で構成する。ただし、必要に応じて他の機関についても加えることができるものとする。

- 2 地域の課題を洗い出し道路啓開計画に反映するため、必要に応じて関係機関により、地域ブロック会議を開催することができるものとする。

(会長)

第4条 会長は、高知県土木部副部長とし、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。また、その議長は会長が務めるものとし、会長不在時は事務局が代理を務める。

- 2 各機関は、議題に応じて出席者を調整することができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、高知県土木部道路課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は協議会に諮って定めるものとする。

附則

この要綱は、平成26年7月30日から施行する。

この要綱は、平成31年3月26日から施行する。(別表の修正)

この要綱は、令和3年9月15日から施行する。(別表の修正)

この要綱は、令和6年2月19日から施行する。(別表の修正)

別表（第3条関係）

協議会構成機関

会長	高知県土木部副部長
会員	国土交通省四国地方整備局道路部 道路情報管理官
	国土交通省四国地方整備局 中村河川国道事務所長
	国土交通省四国地方整備局 土佐国道事務所長
	西日本高速道路（株）四国支社 高知高速道路事務所長
	高知県危機管理部 地域防災監 （中央東地域担当）
	高知県危機管理部 地域防災監 （中央西地域担当）
	高知県危機管理部 地域防災監 （幡多地域担当）
	高知県危機管理部 危機管理・防災課長
	高知県危機管理部 危機管理・防災課 地域防災企画監（安芸地域担当）
	高知県危機管理部 危機管理・防災課 地域防災企画監（須崎地域担当）
	高知県危機管理部 南海トラフ地震対策課長
	高知県危機管理部 消防政策課長
	高知県健康政策部 保健政策課長
	高知県林業振興・環境部 環境対策課長
	高知県土木部 土木政策課土木企画監
	高知県土木部 河川課長
	高知県土木部 港湾・海岸課長
	高知県警察本部交通部 交通規制課長
	陸上自衛隊第50普通科連隊 第3科 運用訓練幹部 （一社）高知県建設業協会支部長会会長
	事務局